

姫路城・書寫山圓教寺VR謎解きイベント企画運営業務 要求水準書

第1章 総則

1 目的

VR（仮想現実）技術を用いて作成した書寫山圓教寺の仮想空間内での謎解きイベントを実施し、当該施設の認知度向上と旅マエ（旅行者が旅行前に下調べをする期間）におけるプロモーションを強化することで、本市への誘客及び周遊の促進を図る。

また、令和5年度に姫路市が実施した姫路城VR謎解きイベント「姫路城と伝統の秘宝」において作成したコンテンツを活用し、書寫山圓教寺VR謎解きイベントと併せて姫路城VR謎解きイベントも遊ぶことができる仕組みとする。

2 業務名

姫路城・書寫山圓教寺VR謎解きイベント企画運営業務（以下、「本業務」という。）

3 本業務の委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務委託者

姫路市

5 業務内容

- (1) VR謎解きイベントの企画立案・プロデュース及び運営
- (2) VRシステム及びWEBサイト構築・設定・公開
- (3) プロモーション及び広報宣伝
- (4) アンケートの収集及びアクセス分析・データ集計
- (5) 実施計画書及び実施報告書、運営マニュアル等の書類作成
- (6) その他、上記(1)～(5)に付随する業務

6 仕様等

- (1) VR謎解きイベントの企画立案・プロデュース及び運営

イベントの企画立案や内容は、以下の①～⑦に挙げる各項目に留意の上で実施すること。
また、内容は企画提案をもとに本市と受託者の協議により決定、変更する。

① 実施期間

令和6年11月1日（金）から令和7年3月7日（金）

② 参加費

無料

③ 対象者（メインターゲット）

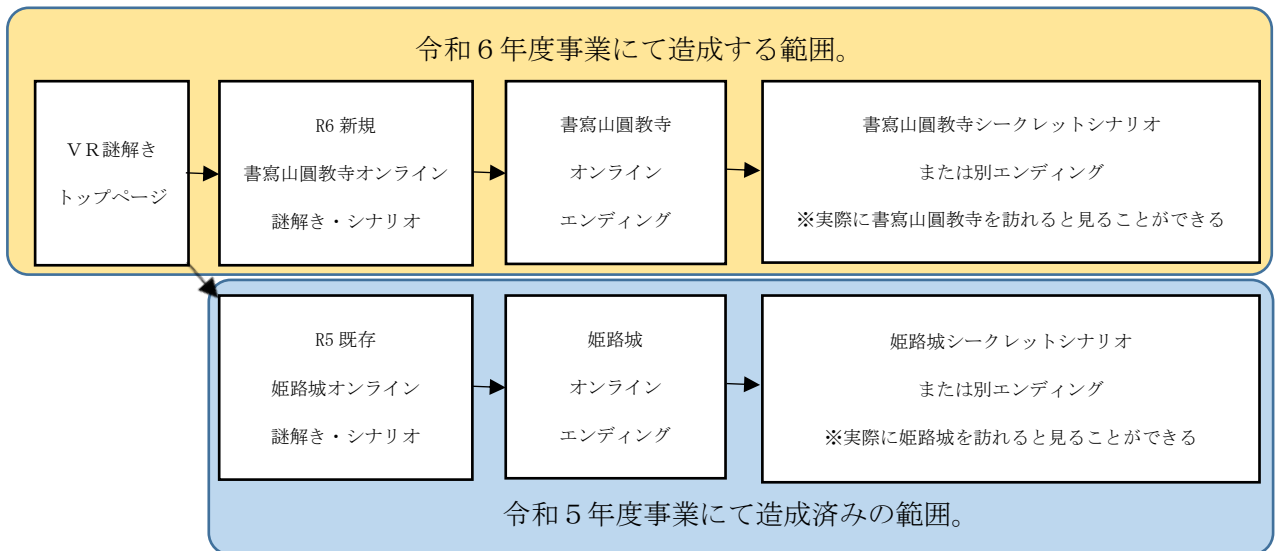
30代から40代の謎解きに初めて参加する日本人を主な対象とする。

④ 対応言語

日本語及び英語

⑤ イベント内容

- ア VRシステムを活用した仮想空間内の書寫山圓教寺での謎解きイベントにすること。
- イ 仮想空間であることを活かした手法や工夫に努めること。
- ウ 書寫山圓教寺への理解を深めることができる内容とすること。
- エ 謎解きとストーリー及びシナリオ・エンディングを考案すること。また、謎解きイベントであるという点に留意し、単なる定点案内や歴史解説ではなく、参加型体験イベントまたはツアーに参加しているような内容に努めること。
- オ イベント体験時間は回答含め90分以内を目安とすること。
- カ 謎解きが不慣れな方や英語圏の方であってもオンラインのエンディングに辿り着けるように、ヒント等による難易度調整を行うこと。または、難易度（例：やさしい・ふつう・むずかしい）や言語（日本語・英語）の選択によって別の謎解きを出題する等の方法による難易度調整も検討すること。
- キ ストーリー及びシナリオはオンライン完結型とすること。
- ク オンライン完結型のエンディングに加え、実際に書寫山圓教寺を訪れると見ることができるシークレットシナリオまたは別エンディング等のオプションを1つ以上用意すること。
- ケ 令和5年度事業にて造成した「姫路城VR謎解きイベント」を活用し、令和6年度事業にて造成する「VR謎解きトップページ」から「書寫山圓教寺VR謎解きイベント」と「姫路城VR謎解きイベント」を選択して遊ぶことができる仕組みとすること。



⑥ 賞品

- ア 謎解きイベントのクリア者に賞品を贈ること。なお、対象は書寫山圓教寺謎解きイベントのクリア者のみとすること。
- イ 賞品はイベントオリジナルのものを制作すること。
- ウ 賞品はPCやスマートフォンで受け取れる電子媒体とし、内容は企画提案すること。

エ 賞品受取時にアンケートに回答する仕様とすること。

⑦ 運営管理

ア 委託期間中のイベントに関するメール問い合わせ（英語を含む。）に対応すること。

イ 参加者数及びクリア者数を把握し、アクセス解析等の上、データをまとめて適宜情報提供すること。

ウ 委託期間中のシステム保守やトラブルに迅速に対応できる体制を構築すること。

(2) VRシステム及びWEBサイト構築・設定・公開

① VRシステム

ア プラットフォームの指定はない。ただし、令和5年度に姫路市が造成した「姫路城VR謎解きイベント」を活用し、令和6年度に造成する「姫路市VR謎解きトップページ」から「書寫山圓教寺VR謎解きイベント」と「姫路城VR謎解きイベント」を選択して遊ぶことができる仕組みとすること。

「姫路城VR謎解きイベント」における仕様は以下のとおり。

■ドメイン：himejicastlevrweb.jp

推奨環境

■PC:

Windows…Microsoft Edge 最新版・Google Chrome 最新版・Mozilla Firefox 最新版

Mac…Safari 最新版

■スマートフォン・タブレット：

iOS…OS：14.0以上/Safari：最新版

Android…OS：9.0以上 / Google Chrome：最新版

■以下のライセンスを使用しています。

Copyright (c) 2011-2022 Matthew Petroff

Released under the MIT license

<https://opensource.org/licenses/mit-license.php>

イ VRゴーグル等専用機器がなくても参加できるシステムとすること。

ウ 謎解きイベントを途中保存及び途中再開できる仕様とすること。

エ 他社サービスの利用や既存のシステムを流用する場合は、使用許可や権利関係を明らかにし、実施運営にかかる一切の費用（利用料、レンタル料、サーバ利用費、保守メンテナンス費等）は本業務に含めること。

オ 英語版の構築時には、インバウンド展開を考慮すること。

② WEBサイト

ア LPを制作し公開すること。

イ 公開に係る一切の費用（ドメイン料、レンタル料、サーバ利用料、保守メンテナンス料等）は本業務に含めること。

ウ 問題及び解答はWEBサイトで実施する仕様であること。

エ サイト内容は協議の上、決定すること。また、要件定義書を作成の上制作すること。

(3) プロモーション及び広報宣伝

① 動画

ア 告知用のPV動画を制作すること。仕様については協議により決定する。

イ 制作した動画を本市の指定する広告メディアに対応したサイズに編集すること。

② 広告

ア イベントへの参加促進及び周知のための、各種メディアやSNS等を活用した費用対効果の高いPR方法を提案し実施すること。

イ 海外向けプロモーションを提案し実施すること。

(4) アンケートの収集及びアクセス分析・データ集計

イベント終了後データの集計・分析を行い、実績の報告を行うこと。また、参加者情報やアンケート結果は、イベント中に随時本市へ情報共有すること。

(5) 実施計画書及び実施報告書、運営マニュアル等の書類作成

受託者は、以下の書類を期日までに作成し提出すること。

① 契約書類一式（契約締結予定日前まで）

② 実施計画書（令和6年8月23日まで）

③ VRシステム及びサービス利用マニュアル等（令和6年10月4日まで）

④ 運営マニュアル（令和6年10月4日まで）

⑤ 実施報告書（令和7年3月12日まで）

⑥ その他本市が業務の確認に必要と認める書類等

7 実施に当たっての留意事項

(1) 法令・規則等の順守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を順守すること。

(2) 本業務の進めかた

① 受託者は、本市と業務に関する打ち合わせを行った際、議事要旨の作成を行うこと。

② 本市が実施する各事業との連携を図ること。連携の方法等については本市との協議によるものとする。

(3) 損害のために生じた経費の負担

① 受託者は、業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

② 受託者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、本市の指示、その他本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、本市の指示等本市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

③ 受託者は、上記①又は②の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じ

た場合においては、本市と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

第2章 一般事項

1 適用範囲

この要求水準書は、姫路城・書寫山圓教寺VR謎解きイベント企画運營業務に適用する。本業務の受託者は、この要求水準書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、本市へ提案し、本市と受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

2 業務項目

業務に係る項目は、この要求水準書及び契約約款によるものとする。

3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届を本市に提出するものとする。
- (2) 受託者は、業務期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、上記(1)に併せて本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる管理を行わせるため、上記(3)のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により本市に通知するものとする。
- (5) 受託者は、業務遂行に際し、本市と協議の上、進めること。
- (6) 受託者は、必要に応じ適宜姫路市役所において本市に進捗状況を報告し、打合せを行うものとする。
- (7) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たるものとする。また、受託者は、その協議内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

4 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、この要求水準書及び契約約款に定める書類の提出を行うものとする。

5 検査

受託者は、業務完了後、契約約款に定める手続を経て、本市の検査を受けるものとする。本業務は、本市による検査の合格をもって完了とする。ただし、納品後の記入事項に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は、責任をもって速やかに訂正するものとする。

6 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うものとするが、本市が現在所有しているものについては、本市から受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、本市に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに本市へ返却するものとする。

7 著作権

- (1) 本業務に当たっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは、あらかじめ本市と協議の上、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。また、利用期間、方法等については本市と協議の上、決定する。
- (2) 著作物の引渡し及び譲渡、公表に関しては、本市と協議の上、決定する。

8 情報セキュリティ

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (2) 受託者は、本事業の遂行に当たり「個人情報取扱特記事項」「姫路市個人情報の保護に関する法律施行条例」「姫路市情報セキュリティポリシー」「姫路市電子計算機処理データ保護管理規程」を遵守すること。
- (3) 前2号について、受託者は、本事業に従事する者に対し、この義務を遵守させるための措置を講ずること。

9 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の業務を行う必要が生じた場合には、その段階で業務内容を定め、別途実施するものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は漏らしてはならないことはもちろんのこと、本件の目的以外に使用してはならない。
- (2) 掲載箇所に関する内容の確認については、受託者が直接行うものとする。
- (3) 委託料は、成果物及び委託業務完了届の提出後に支払うものとする。
- (4) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。
- (5) 成果物に関する著作権は、二次的著作物に関する権利を含め本市に帰属する。ただし、既存著作物等（受託者または第三者が権利を有する著作物等をいう。）が含まれる場合は、この限りではない。
- (6) 制作物及び成果物（撮影した写真や動画等を含む。）について、本市は制限なく無償でインターネット等のWEB、印刷物、DVD等のあらゆる媒体並びに各種講演や講習等の手段・方法により、公開、公表及び配布等が可能であるものとする。ただし、既存著作物等（受託者または第三者が権利を有する著作物等をいう。）が含まれる場合は、この限りでは

- ない。公開期間、公表及び配布方法等については協議の上、決定する。
- (7) 本業務の実施に当たって、各種法令や各種ガイドラインを遵守すること。
 - (8) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や台風、豪雨その他天災等により、業務継続が困難と本市が判断した場合、業務を縮小又は中止する場合がある。キャンセル料金等の要した費用負担は、本市と受託者が協議して決定するものとする。
 - (9) その他詳細に関して協議を実施する場合は、本市の指示に従うこと。